

## **[事案 2022-3] 入院給付金支払請求**

・令和4年12月1日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反により契約を解除されたこと等を不服として、契約解除の取消しおよび入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

統合失調症により入院したため、平成25年9月に契約した養老保険にもとづき入院給付金を請求したところ、調査会社による調査が行われた結果、告知義務違反により契約が解除され、入院給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、契約解除を取り消して、入院給付金および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 申込みにあたって、持病があることを募集人に伝えたところ、加入はでき、入院時に給付金等も支払われるとの説明を受けた。
- (2) 調査会社の調査員は近所に住んでいて、自分の次男と調査員の子は同級生であるため、調査員に自分の健康状態を知られて精神的損害を被った。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成22年9月頃から投薬を受けていたことを告知書に記入していない。
- (2) 募集人は申込みにあたって、申立人から持病があることを聞いたことはなく、告知時にも申立人から健康状態の申出や質問はなく、入院歴等の話も出ていない。
- (3) 委託先の調査会社は、調査員の選任にあたって知人・面識等の有無を確認しており、調査員と申立人とは知人ではないこと、付き合いも全くないことを確認していた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められる一方で、募集人による誤説明は認められず、また、調査会社の調査員の選任について保険会社に損害賠償を認めさせるほどの違法性があったことも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。